

2024年3月14日

受益者のみなさま

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

**ご保有の投資信託**  
**「日経アジア300インベスタブル・アクティブ・ファンド〈愛称:アジア・リーダー〉」**  
**についてのお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「日経アジア300インベスタブル・アクティブ・ファンド〈愛称:アジア・リーダー〉」は、2024年8月1日をもって運用終了期日の前倒し(繰上償還)(以下、「繰上償還」ということがあります。)を実施する予定です。

この繰上償還につきまして、法令等に基づき書面による決議を経て実施いたします。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」(賛成/反対の意思の表明に関して参考となる事項を記載した書類)をお読みいただき、繰上償還に関する決議の賛否および必要事項を同封の「議決権行使書面」(繰上償還について賛成/反対を表明する書面)にご記入の上、弊社宛にご返送いただきますようお願い申し上げます。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

**1.お知らせしたいこと**

運用終了期日の前倒し(繰上償還)について

**2.お願いしたいこと**

運用終了期日の前倒し(繰上償還)についての賛成/反対のご判断



**賛成の方**



**反対の方**

特に必要なお手続きはありません。  
「議決権行使書面」をご返送いただく  
ない場合は賛成するものとみなします。

「議決権行使書面」に反対される旨をご記入  
の上、弊社宛にご返送ください。

以上

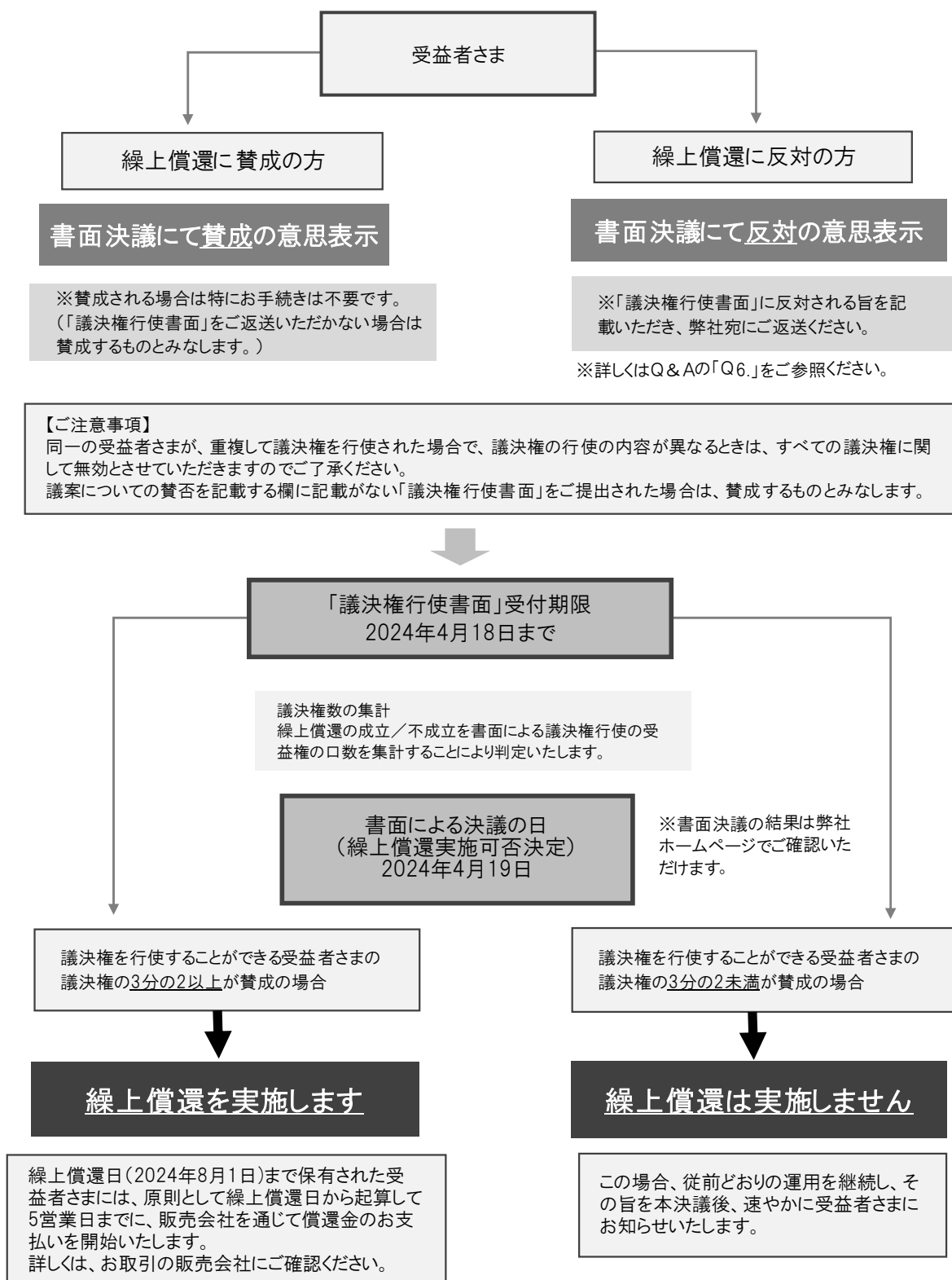
**このお知らせに関するお問い合わせ先**

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 お客様専用フリーダイヤル **0120-548066**

【受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)】

お客さまのお取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

## 「書面決議」手続きの流れ



# 「日経アジア300インベスタブル・アクティブ・ファンド(愛称:アジア・リーダー)」

## 繰上償還に関するQ&A

### Q1.なぜ運用終了期日の前倒し(繰上償還)を行うのですか？

A1. 2018年1月19日に設定いたしました当ファンドは、純資産残高が著しく減少し、ファンドの受益権の口数が投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数を下回っております。(約3.3億口(2023年12月29日時点))

今後、当ファンドの純資産残高の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が困難となることも懸念されます。弊社といたしましては、このまま運用を継続するより、繰上償還することが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### Q2.何か手続きが必要ですか？

A2. 繰上償還に賛成の場合はお手続きの必要はありません。

本決議におきましては、議決権(決議の権利)を行使されない場合(「議決権行使書面」をご返送いただかない場合)は賛成するものとみなします。

繰上償還に反対の場合は、「議決権行使書面」に反対される旨をご記入の上、弊社までご返送ください。

議決権行使の権利者は、2024年3月15日時点で当ファンドを保有されている受益者さま(2024年3月13日の購入申込者を含みます。)です。書面決議の手続きは、Q6の「書面決議はどのように行うのですか？」をご参照ください。

### Q3. 繰上償還が実施されるかどうかはどのようにして知ることができますか？

A3. 2024年4月19日に書面決議の受益権の口数を集計し、議決権を行使できる受益者さまの議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。

上記の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行いません。この場合、従前どおりの運用を継続いたします。

書面決議の結果は、弊社のホームページで公表いたします。

繰上償還にかかる今後の日程は以下のとおりです。

#### ○今後の日程

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ① 「議決権行使書面」受付期限日付                | 2024年4月18日の弊社到着分までを有効とさせていただきます。  |
| ② 書面による決議の日<br>(繰上償還の可否が決定される日)  | 2024年4月19日  |
| 以下では繰上償還が成立した場合についてご説明させていただきます。 |   |
| ③ 申込(購入・換金)受付最終日*                | 2024年7月30日<br>※販売会社によっては申込受付最終日より前に申込(購入・換金)受付を中止する場合があります。<br>※午後3時まで受付可能です。 |
| ④ 繰上償還予定日                        | 2024年8月1日   |

**Q4. 繰上償還が決まった場合、償還までの運用はどうなりますか？**

A4. 繰上償還が決まった場合は、繰上償還日に向けて、組入資産を売却し資金化を図ってまいります。

繰上償還が決定してから償還日までの間も基準価額は変動いたしますが、組入資産を売却後、基準価額は投資対象資産の値動きを反映しなくなりますので、ご注意ください。

**Q5. 償還金はいつ受取ることができますか？**

A5. 償還金は繰上償還後、速やかにお取引の販売会社よりお支払する予定です。詳しくは、お取引の販売会社にご確認ください。

**Q6. 書面決議はどのように行うのですか？**

A6. 本状に同封いたしました「議決権行使書面」に、当ファンドの繰上償還について賛成または反対される旨等をご記入の上、ご郵送ください。2024年4月18日弊社到着分までを有効とさせていただきますので、余裕をもってご郵送くださるようお願いいたします。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は賛成するものとみなします。

**【宛先】**

〒105-7320 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

三菱UFJアセットマネジメント株式会社 商品マーケティング企画部 繰上償還担当宛

**【ご注意事項】**

同一の受益者さまが、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

議案についての賛否を記載する欄に記載がない「議決権行使書面」をご提出された場合は、賛成するものとみなします。

**Q7. 繰上償還に反対した場合、買取請求はできますか？**

A7. 投資信託約款の規定に基づき、換金をご希望する反対受益者さまには販売会社でのご解約の方法をとっていただくこととし、買取請求を行うことはできません。

以 上